

広島県告示第千二百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和二年十二月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

呉市倉橋町字草卸二一一七六の一・二一一七六の一八・二一一七六の一九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局森林保全課及び呉市役所に備えおいて縦覧に供する。）